

## 自家消費設備に係る認定申請要領

### (目的)

第1 この要領は、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則(令和6年宮城県規則第77号)(以下「施行規則」という。)第13条第1項の規定に基づく申請に関し必要な事項を定めるものとする。

### (申請受付期間等)

第2 再生可能エネルギー地域共生促進税条例(令和5年宮城県条例第34号)(以下「条例」という。)第17条第1項に基づく減免申請書を賦課期日の1月1日が属する年の4月30日までに提出する場合の、申請の受付期間等は次のとおりとする。

#### (1) 申請受付期間

賦課期日の1月1日が属する年の4月1日から4月15日まで

#### (2) 認定の有効期間

賦課期日の1月1日が属する年の4月1日から翌年3月31日まで

2 条例第17条第1項に基づく減免申請書を賦課期日の1月1日が属する年の5月1日以降に提出する場合の、申請の受付期間等は次のとおりとする。

#### (1) 申請受付期間

賦課期日の1月1日が属する年の4月16日から翌年2月15日まで

#### (2) 認定の有効期間

認定日から当該年度の3月31日まで

### (自家消費割合の算定根拠)

第3 施行規則第13条第2項に規定する直近一年間の自家消費割合は、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られた電気の量(kWh)(参考様式第1号において「発電量」という。)及び当該発電量に占める同期間における開発区域内に所在する家屋において消費した電気の量(kWh)(参考様式第1号において「自家消費量」という。)の、申請日から遡って直近一年間の実績値を算定根拠とすること。

### (申請書類)

第4 施行規則様式第18号を使用し、参考様式第1号を添付すること。

### (認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に関する報告)

第5 条例第16条第1項第2号の認定を受けた者は、次の場合には、速やかに知事に報告すること。

(1) 家屋が所在する開発区域内に設置された再生可能エネルギー発電設備であって、当該再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気を専ら当該家屋において消費(当該家屋において行う事業の用に消費する場合を含む。)するものでなくなったとき

(2) 第4の申請書類の記載事項に変更があったとき

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

参考様式第1号

自家消費割合の算出根拠

1 発電量

月毎の発電量及び年間発電量の実績(kWh)

○月	○月	○月	○月	○月	○月
○月	○月	○月	○月	○月	○月
年間発電量 合計 (A)			kWh/年		

2 自家消費量

月毎の自家消費量及び年間自家消費量の実績(kWh)

○月	○月	○月	○月	○月	○月
○月	○月	○月	○月	○月	○月
自家消費量 合計 (B)			kWh/年		

3 売電量

月毎の売電量及び年間売電量の実績(kWh) (売電している場合のみ記入すること)

○月	○月	○月	○月	○月	○月
○月	○月	○月	○月	○月	○月
年間売電量 合計			kWh/年		

4 自家消費割合

自家消費割合 (B/A)	%
--------------	---

<留意事項>

- (1) 電気量の数値の記入に当たっては、直近一年間の実績とするために、「○月」の「○」に該当する月の数字を書き入れること。なお、稼働してから一年を経過していない場合は、1及び2ともに未稼働だった月の欄には「0」と記入すること。
- (2) 根拠となる資料、データ等を添付すること。
- (3) 2の自家消費量及び3の売電量は、1の発電量のうち、開発区域内に所在する家屋において消費した電力量及び売電した電力量を記入すること。